

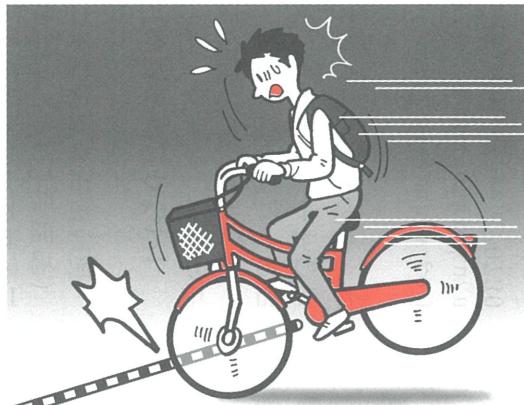


監督署の窓

通勤途中の自転車事故

スマートフォンを操作しながら自転車に乗り歩行者を死亡させた事故など、自転車が加害者となる深刻なケースが後を絶ちませんが、今回はこんな単独事故の例を紹介します。

大学生のAさんは、アルバイト先から自転車で帰宅途中に転倒して右半身を強打し、翌日になつても痛みが引かなかったため整形外科に受診して、通勤災害の請求手続きを行いました。監督署に届いた請求書には、事故の原



因として、「自転車で工事現場付近に差し掛かったとき、歩道をふさぐように落ちていた工事資材のような長い障害物に乗り上げて転倒した」と記載されました。Aさんは、夜間で路面が見えにくいうえ、事故後すぐに現場を離れたため、その障害物の特定ができないながらも被害感情は強く、念のため第三者行為災害として様子をみるととしました。

にも何度も掲載されています。かり
つまんで書きますと
まず、業務災害や通
勤災害について第三
者行為災害の要件が
成立するためには、
①保険給付の原因と
なった災害が第三者
の行為等によって生
じ、かつ、②第三者
が受給権者に対し損
害賠償責任を負つて
いることが必要です
自動車や自転車の相
手のある事故、または暴
力行為のように誰かの直
接の加害行為によつて災
害が発生した場合に限定
しがちですが、第三者が
直接の行為者でない場合
も要件を満たすことがあ
ります。

責任を負うことがありま
す。もし、Aさんが道路
の管理者やその障害物の
所有者から損害賠償金を
受領した場合は、一定の
条件で労災保険はその分
を控除して給付し、保険
給付が先に行われた場合
は、過失割合などに応じ
て相手に対しても求償を行
うこととなるわけです。
この事例では、事故発
生場所付近で施工されて
いた低層マンションの新
築現場が最も疑われたも
のの、歩道との間に頑丈
な防護フェンスがあり、
工事資材が歩道上に落下
または置き忘れるることは
考えられないというのが
工事業者の意見でした。
Aさん側も具体的な主張
ができないため進展がな
く、幸いにでも早く治り、
損害賠償請求には至らず

完結しました。どうやら車道との規制用に設置されたコーンとコーンバー（トラ棒）が、夜間何者かにいたずらされ歩道上に転がっていて、自転車も下り坂でスピードが出ていたため事故につながつたのが真相のようでした。

名古屋北監督署のダイヤルイン

監督係(方面)
安全衛生課
(052) 961-8653
(052) 961-8654
(052) 961-8655

例えば、犬にかまれた事故では、飼い主が民法の「動物の占有者等の責任」の規定に基づく損害賠償責任を問われることがあり、また、道路や建物などの設置又は保存に瑕疵があれば、その占有者又は所有者が損害賠償

大学生のAさんは、アルバイト先から自転車で帰宅途中に転倒して右半身を強打し、翌日になつても痛みが引かなかったため整形外科に受診して、通勤災害の請求手続きを行いました。監督署に届いた請求書には、事故の原

いながらも被害感情は強く、念のため第三者行為災害として様子をみるととしました。

例えば、犬にかまれた事故では、飼い主が民法の「動物の占有者等の責任」の規定に基づく損害賠償責任を問われることがあり、また、道路や建物などの設置又は保存に瑕疵があれば、その占有者又は所有者が損害賠償